

令和2年(2020年)4月10日

消防関係届出書類等の郵送による受付及びメール等による消防用設備等に係る事前相談について

豊中市消防局では緊急事態宣言の発令に伴い、消防局・消防署に来庁せずに必要な手続きができるよう、当面の間、届出書類等の郵送による受付を行い、メール等による消防用設備等に係る事前相談を実施いたしますので、できる限り郵送による受付及びメール等による事前相談へのご協力をお願いいたします。

1 郵送受付の対象となる届出

手数料徴収が必要となる申請や証明事務を除く届出書類等が、郵送受付の対象となります。詳細は別表をご参照ください。

2 返信用封筒を同封してください

副本等を返却する必要がある場合は、宛名を記入した返信用封筒に必要な金額の切手を貼付し、同封してください。

3 記入漏れがないかを確認してください

記入漏れがあると受付ができませんので、ホームページ等で記入要領を確認してください。

4 連絡先を必ず記入してください

添付資料に不足がある場合や、提出部数が足りない場合などは、電話で連絡をしますので、連絡先は必ず記入してください。

5 事前相談は、できる限りメール又は電話でのご協力をお願いします

消防用設備等の設置や開発行為、危険物施設、保安3法関係施設の工事等に係る事前相談はできる限りメール又は電話でのご協力をお願いします。

メールアドレス:yobou@city.toyonaka.lg.jp

※ 1回あたりのメールで受信できる容量は9MBですので、9MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

6 不明点は電話でお問い合わせください

必要な提出部数が分からない、添付する資料が分からない等、不明な点は、提出先の消防署又は予防課へお問い合わせください。

(問い合わせ)

豊中市消防局予 防 課	電話 06-6846-8442
北 消 防 署 予 防 広 報 係	電話 06-6846-8494
南 消 防 署 予 防 広 報 係	電話 06-6334-3454
新千里消防署 予 防 広 報 係	電話 06-4860-6119
能勢町分署 消 防 係	電話 072-734-0119